

# 奈良県営競輪場老朽化対策検討調査委託 業務仕様書

## 1 業務名称

奈良県営競輪場老朽化対策検討調査委託

## 2 業務目的

奈良県営競輪事業については、平成24年度から、奈良県営競輪あり方委員会において、存廃を含めた今後のあり方について、議論を行っており、その中で、「老朽化した施設への対応」についての議論もなされている。一部の主要な建物においては、耐震性能が不足しており、立ち入り禁止としているものや、近い将来に標準耐用年数を迎えるものもある。

そこで、競輪場施設等の老朽化対策の検討調査業務を委託する。

## 3 契約期間

契約締結日から令和7年2月28日(金)まで

## 4 業務内容

本委託で実施する業務は、以下の(1)～(8)とする。

### (1) 既存施設、設備等の現状把握

競輪場内の既存施設及び設備等（建築物、電気設備、機械設備及び外構等の工作物を含む。以下「既存施設等」という。）について、既往の点検記録や図面等（県より提供）を基礎資料として、目視（非破壊）及び施設管理者への必要な聴取等による現況調査を行う。動作確認が必要な設備については、動作確認を実施する。

### (2) 必要な機能・規模の検討

既存施設等の各室の用途及び使用状況を整理するとともに、来場者数等の外的要因も踏まえつつ、他の競輪場を参考に必要な機能及び規模を検討する。

### (3) 老朽化対策として整備が必要な施設の検討

(1) 及び (2) を踏まえ、既存施設等のうち老朽化対策が必要なものを抽出する。

老朽化対策を行う場合における建築物、施設等について、必要な機能・規模などを踏まえた施設整備の方向性及び集約化の要否を検討し、不要な建物については除却も検討する。

また、現状において不足している機能がある場合には、その解消方法についても検討する。

### (4) 老朽化対策実施に係る関係法令との適合及び必要な許認可等の整理

老朽化対策を実施するにあたって、必要となる建築行為・開発行為等に係る関係法令との適合性を確認するとともに、その進め方の手順、方法、スケジュール等を整理する。

加えて、競輪場として、また、県有施設として考慮すべき法令（自転車競技法、健康増進法の一部を改正する法律（受動喫煙防止関係）及び、奈良県住みよい福祉のまちづくり条例）等についても整理する。

### (5) 整備の手法及びスケジュール案の作成並びに想定事業費の算出

老朽化対策実施のための整備手法について、民間事業者のノウハウ活用等を含む複数の案及びその実施スケジュールを検討し、県が別途、提示する期限までに施工完了できる案を作成する。加えて、必要な想定事業費の算出を行う。

(6) 本業務に係る報告

- ア 令和6年11月下旬に、上記の(1)～(5)についての中間報告書を提出すること。
- イ 令和7年2月下旬に、上記の(1)～(5)についての報告書を提出すること。
- ウ 上記の報告を行う際は、紙媒体で2部の他、電子データで提出すること。

(7) 打合せ

受託者は、県と定期的な打合せ(2週間に1回程度を基本とするが、業務の進捗状況に合わせて、両者協議の上、増減するものとする)の上、業務を進めること。また、原則として平日9時から17時においては常時本業務従事者と連絡できる体制、及び県の打合せ要請に対し3営業日以内に対応できる体制を確保すること。

打合せ終了後は打合せ記録を作成し、県及び受託者の両者が確認の上、各々一部以上保管するものとする。

(8) その他

上記の他、競輪事業の存廃を判断するための基礎資料とするために必要な調査・検討を行う場合がある。

## 5 業務完了報告及び成果物

業務完了後は、速やかに成果物を添えて、業務完了報告書を提出すること。なお、成果品の種類等については下表のとおりとする。写真や図面、スキャナー等で取り込んだデータ以外の資料は編集可能な様式(ワード、エクセル等)で作成し、成果品に使用する言語は日本語とする。

番号	成果品	仕様書中記載場所
①	既存施設等の各室の用途及び使用状況の一覧表	4 (2)
②	来場者数等の外的要因について整理した資料	4 (2)
③	建築物、施設等について、必要な機能・規模などを踏まえた施設整備の方向性及び集約化の要否を検討した資料	4 (3)
④	また、現状において不足している機能がある場合には、その解消方法について検討した資料	4 (3)
⑤	必要となる建築行為・開発行為等に係る関係法令との適合性を、その進め方の手順、方法、スケジュール等を整理した資料	4 (4)
⑥	競輪場として、また、県有施設として考慮すべき法令等について整理した資料	4 (4)
⑦	老朽化対策のための整備手法及びその実施スケジュールについて、受託者が提案を整理した資料	4 (5)
⑧	⑦についての想定事業費算出資料	4 (5)

※その他、別途、資料の作成・提出を指示する場合がある。

## 6 著作権等

- (1) 本事業により得られた知的財産権(特許権、実用新案権、意匠権、プログラム及びデータベースに係る著作権等権利化された無体財産権及びノウハウ等)は、発注者に帰属する。
- (2) 受託者は自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作権者人格権を行使しないものとする。

- (3) 成果物に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。
- (4) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

## 7 個人情報の取扱い

委託業務を実施するための個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他法令及び委託契約書の記載事項を遵守しなければならない。

## 8 再委託

- (1) 受託事業者は、業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、受託事業者は、業務をより効果的なものとする目的において、あらかじめ発注者の承諾を得たときは、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等業務の主たる部分を除き、必要に応じて業務の一部を再委託することができる。
- (2) 受託事業者は、業務を再委託に付する場合、再委託先ごとに再委託する業務の内容、再委託先の概要並びにその体制及び責任者について、書面により再委託先との契約関係を明確にした上で発注者の承諾を得るとともに、再委託先に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。
- (3) 受託事業者は、業務を再委託に付する場合、再委託先の行為について、発注者に対して全ての責任を負うものとする。

## 9 その他

- (1) 本業務の実施にあたっては、関係法令及び経済産業省、競輪関係団体等が定める各種ガイドライン等に留意するとともに、発注者と十分に協議・調整をし、円滑な業務の遂行に努めること。
- (2) 発注者が会議等への出席等、業務の要請をした場合には、即応することができる体制を構築しておくこと。
- (3) 受託者は、契約期間中及び契約期間後において、本業務上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (4) 業務に支障が生じた場合又は支障の発生が予想される場合には、その要因を分析するとともに、発注者と協議の上、積極的に改善に取り組むこと。
- (5) その他、契約書及び仕様書に定めのない事項、細部の業務内容等については、発注者と協議のうえ決定すること。